

道南いさりび鉄道沿線地域協議会設置要領

(名称)

第1条 この協議会は、道南いさりび鉄道沿線地域協議会（以下「協議会」という。）と
いう。

(目的)

第2条 協議会は、道南いさりび鉄道株式会社（以下「会社」という。）の経営状況等に
関し、関係自治体として必要な事項を協議する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 会社の経営状況の聴取に関すること
- (2) 経営状況に応じた収支改善の方策等を協議すること
- (3) その他会社の運営に関する必要な事項について協議すること

(組織)

第4条 協議会は、北海道及び並行在来線沿線市町の代表者をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 座長は、北海道とする。

(会議の招集等)

第6条 協議会は、座長が招集し、これを主宰する。

- 2 座長は、必要に応じ、第4条の構成機関以外の者をオブザーバーとして出席させ
ることができる。
- 3 構成員は、必要に応じ、代理人を出席させることができる。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、北海道、並行在来線沿線市町の担当課長をもって構成する。
- 3 幹事会の座長は、北海道とする。

(事務局)

第8条 事務局は、北海道総合政策部交通政策局交通企画課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、平成28年3月26日から施行する。

この要領は、平成28年5月26日から施行する。

[参考]

○協議会構成員

北海道知事、函館市長、北斗市長、木古内町長

○幹事会構成員

北海道総合政策部交通政策局交通企画課地域交通・鉄道交通担当課長
北海道渡島総合振興局地方創生部地域政策課新幹線推進室長
函館市新幹線対策室次長
北斗市総務部企画課長
木古内町まちづくり新幹線課長